

三次市告示第 5 5 号

三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター設置要綱を次のように定める。
。

令和 7 年 3 月 3 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター設置要綱

(設置)

第 1 条 市は、今後も人口減少が確実に進行することが見込まれる中であっても、地域の活力を維持し、持続可能なまちづくりに資するため、市内外のつながり（以下「“ツナガリ人口”」という。）の拡大を図り、地方創生を推進することを目的に、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した市の認知度の向上、魅力発信及びまちづくりと地域づくりの応援を行う三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(対象者)

第 2 条 個人のサポーターは、次に掲げる各号のいずれにも該当する者を対象とする。ただし、本市職員は対象者としない。

- (1) みよしのよしみファンクラブに登録している者
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的としてこのサポーター活動を行わない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係にない者
 - (5) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われていない者
 - (6) 市税等の未納がない者
 - (7) その他、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を行わない者
- 2 法人又は団体のサポーターは、次に掲げる各号のいずれにも該当するものを対象とする。
- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業を行わないもの
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないもの
 - (3) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないもの
 - (4) 暴力団でないもの
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係にないもの
 - (6) 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われていないもの
 - (7) 市税等の未納がないもの
 - (8) その他、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を行わないもの（活動内容）

第3条 サポーターの活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) サポーターの顧客企業や関係先に本市の取組や魅力を発信し、認知度の向上及び“ツナガリ人口”の拡大を図るとともに、本市のまちづくりと地域づくりの応援
- (2) 三次市デジタル田園都市構想推進事業の取組を、サポーターの顧客企業や関係先に紹介し、企業版ふるさと納税の目的及びメリットの周知
- (3) サポーターの顧客企業や関係先に対して、企業版ふるさと納税による寄附の働きかけ及び仲介

- (4) その他，本市の寄附獲得に資する必要な支援
(報償)

第4条 サポーターの紹介により，企業が本市に企業版ふるさと納税による寄附をした場合は，市長は次に掲げる各号のいずれにも該当する場合に限り，寄附金額に100分の10を乗じて得た額とこの報償に係る消費税相当額を合わせた額を報償費としてサポーターに対し，支払うものとする。

- (1) 紹介したサポーターが，当該寄附企業に属していないこと。
- (2) 寄附申出書に複数のサポーターが記載されていない等，報償費の支払を受けるサポーターが特定できること。
- (3) 寄附申出書が提出されてから30日以内又は寄附申出書の提出があった年度の属する3月31日のいずれか早い日までに，サポーターから三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター宣誓書兼口座振替依頼書（別記様式）が提出されていること。
- (4) 報償費を支払うことが適当であると市長が認めていること。

2 報償費の支払を受けたサポーターのうち，前項各号に規定する要件を満たさないことが明らかになった場合は，市長は当該サポーターに報償費の返還を求めることができる。

(事故，苦情等の処理)

第5条 サポーターは，その責めに帰すべき理由により，サポーター活動の遂行過程において第三者に損害を与えた場合又は苦情等が発生した場合は，自己の責任において誠実に対応し，解決しなければならない。

(庶務)

第6条 サポーターに係る庶務は，経営企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

（個人用）

三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター宣誓書兼口座振替依頼書

年 月 日

広島県三次市長 様

（みよしのよしみファンクラブ会員番号）

（氏 名）

（住 所）

（電話番号）

（メールアドレス）

1 宣誓

私は、三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター設置要綱第2条第1項に定める要件全てを満たしており、今回寄附のあった企業に属していないことを宣誓します。

2 紹介した企業

名称	
代表者 職・氏名	
所在地	

3 振込先

市から当方に支払われる三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーターの報償費は、次の指定口座に振り込んでください。

なお、振込のうえは、これをもって、報償費を受けたものと認めます。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店
預 金 種 目	(1) 普通	(2) 当座 (9)その他 ()
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義		

※債権者と振込口座名義が異なる場合は、委任状を提出してください。

(法人・団体用)

三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター宣誓書兼口座振替依頼書

年 月 日

広島県三次市長 様

(法人・団体名称)

(所在地)

(代表者 職・氏名)

1 宣誓

三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター設置要綱第2条第2項に定める要件を全て満たしていることを宣誓します。

2 紹介した企業

名称	
代表者 職・氏名	
所在地	

3 振込先

市から当方に支払われる三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーターの報償費は、次の指定口座に振り込んでください。

なお、振込のうえは、これをもって報償費を受けたものと認めます。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店
預金種目	(1) 普通	(2) 当座 (9) その他 ()
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※債権者と振込口座名義が異なる場合は、委任状を提出してください。

4 担当者連絡先

所属		氏名	
住所	〒		
電話番号		メールアドレス	